

下関市入札監視委員会規則第5条第9項に基づき、次のとおり公表します。

入札監視委員会（第58回）議事概要

開催日時	令和6年（2024年）11月22日（金）14:00		
場所	下関市役所本庁舎西棟5階大会議室		
委員	今村 俊一（弁護士） 香月 豊文（一級建築士） 藤本 博美（ファイナンシャルプランナー） 村上 俊秀（高等学校教諭）		
審査対象期間	令和6年4月1日 ～ 令和6年9月30日		
審査対象総件数	324 件	(抽出工事名称)	
及び 審査 対象 案件 抽出 数	一般競争入札	196 件	火の山公園山頂展望デッキ整備工事 歌野中継ポンプ場追加塩素消毒設備工事
	随意契約	128 件	令和5年災 補災河第288号 大字貴飯水路 (1) 河川災害復旧工事
議事事項	○総合評価方式で入札を実施した工事の落札者決定について ○下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領の一部改正について ○下関市上下水道局建設工事総合評価競争入札に係る評価基準の一部改正について		
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	別紙のとおり		
指名停止措置の運用状況報告	2件3者		
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	特になし		

別紙

意見・質問	回答
<p>火の山公園山頂展望デッキ整備工事</p>	
<p>第1回目で全てが予定価格を超えていたということだが、設計金額等を見直す等を行わないのか。</p> <p>3回とも、もし超過ということが起こった場合は見直すということが行われるのか。</p> <p>単体企業ということだが、以前JVについて聞いたとき、2億で2者、3億で3者。必ずしもそうでない場合もあるということであったが、今回3億で単体企業であることの理由はなにか。</p> <p>「受注者を下関市優良工事事業者表彰の表彰対象事業者に推薦する工事とする。」とは、どのような制度か。</p>	<p>1度の開札で3回まで入札できることになっているため、1回目に札入れをした金額が予定価格を超過した場合、2回目については設計金額を見直すことはせず、業者に再度精査した金額で札入れをしてもらっている。</p> <p>3回とも予定価格を超過した場合、不調ということで入札を取り止め、改めて公告をする。</p> <p>本件については5月20日に最初の公告を行い、その時は2者JVで募集を行ったが、入札参加者がなく取り止めとなったため、今回は単体企業とした。請負金額が大きい場合、配置技術者を専任で配置するようになるため、2者JVの場合は配置技術者2名を専任で配置することが必要となるが、単体の場合は1人でよい。最近工事件数が増えており、人材が少なくなる中、配置技術者の確保が難しいという企業の声が多くあるため、1回目は2者JVで発注したが、2回目の今回は単体とした。</p> <p>市発注工事で82点以上の工事成績がある場合や施工困難な工事を施工した場合に優良表彰の対象としている。今回の工事は火の山山頂で行うため、天候による影響を強く受けることから、完成後には施工困難な</p>

<p>それは発注者指定方式と繋がるのか。</p>	<p>工事として優良表彰の対象とするとして公告を出している。</p> <p>発注者指定方式については仮契約をした後に議会の議決が必要となるため、事前に市長部局で工期始めの着手日を令和6年10月1日で指定したものであり、優良表彰との関連はない。</p>
<p>歌野中継ポンプ場追加塩素消毒設備工事</p>	
<p>○水の流れを教えてほしい。取水してから歌野中継ポンプ場に行くまでの間に施設があるのか、それとも菊川の配水場から直接いくのか。</p> <p>従来はどこで塩素を入れていたのか。今回長くなっているから薄くなるということか。</p> <p>工期が令和6年7月16日から令和7年3月18日まで8ヵ月となっているが、工事内容から見ると長いと</p>	<p>施設の統廃合により歌野浄水場を休止することから、菊川浄水場から菊川第一配水場へ送水後、新たに歌野配水場まで送水する計画であるが、配水管路の延長が増加するため、歌野中継ポンプ場で増圧を行う必要がある。また、歌野配水区の管末給水栓の残留塩素濃度を基準値 0.1 mg/l 以上確保するため、本工事で歌野中継ポンプ場に追塩設備を設けることとした。</p> <p>歌野浄水場で水処理を行い、歌野配水場へ送り出す直前に次亜塩素を注入して送り出している。</p> <p>施設の統廃合により、歌野配水場へ距離のある菊川浄水場から水道水を送ることになり、その間、塩素の消費があるため歌野中継ポンプ場に追加塩素設備を設けることとした。</p> <p>連続塩素の監視計という連続して塩素濃度を測る測定器があるが、その納期と制御盤の製作があった。そ</p>

<p>思う。この工事が8ヵ月かかる理由は。</p> <p>経済性も関連してくるため、工期はシビアに算定してほしい。</p> <p>この制御盤は5～6ヵ月かかるということだが、何か特別なプログラム等があるのか。それとも市販の装置なのか。</p>	<p>の制作に5～6ヵ月かかるため、工期を長めにとっている。</p> <p>特殊な機器であるため納期まで時間を要することは避けられないが、今後も工事全体を通して適正な工期設定を行っていく。</p> <p>歌野中継ポンプ場に設置する次亜注入設備制御盤は次亜のユニットを運転制御するが、ポンプと連動で運転させる仕組みの回路を組み込まなければならないため、1からの設計となり、製作に時間を要する。</p>
<p>令和5年災 補災河第288号 大字貴飯水路（1）河川災害復旧工事</p>	
<p>随契の場合の3者見積は一律最低価格を採用するのか。</p>	<p>そうです。予定価格以下の最低価格です。</p>
<p>審 議</p>	
<p>抽出事案3件について、特段の意見等なし</p>	
<p>総合評価方式で入札を実施した工事の落札者決定について</p>	
<p>参加業者が1者というのは、工事の特殊性によるものか、地域性によるものか。また、その他の要因によるものか。どのように考えられるか。</p> <p>(審議等) 落札者決定については、異議なし。</p>	<p>今回の工事は、工種が清掃施設であり、市内でもたくさん登録がある工種ではないということ、ごみ処理施設という特殊な施設であるということ。市内に実績のある事業者がないため、最初から市外に間口を広げて入札を行った。</p>

<p>下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領の一部改正について</p>	
<p>新しい基準はコロナ前の基準に戻ったということか。</p> <p>過去5年のものは各年の積算の点数によるのか。</p> <p>それは1年から5年の間で各団体によってあるということか。</p> <p>(審議等) 異議なし。</p>	<p>そうです。1つ変わったところは、過去1年間でCPDの研修を受けたこととしていたが、研修期間によっては過去1年間ではなく、過去5年間、過去3年間で単位を取得すればよいという団体もあるため、そういった団体が認証する期間のものを取ればよいとする改正であり、山口県も同様となっている。</p> <p>過去5年間でその研修を何単位取れば認めるというように、研修団体によって違っており、通常は1年間で研修を20単位取ること、というようなものがほとんどであるが、ものによっては、5年間で何単位とること、というものもある。運営団体ごとに推奨する年間取得単位数が異なるため、このような書きぶりとなっている。</p> <p>そうです。</p>
<p>下関市上下水道局建設工事総合評価競争入札に係る評価基準の一部改正について</p>	
<p>内容としては、『下関市建設工事総合評価競争入札事務処理要領の一部改正について』と同様ということで良いか。</p> <p>(審議等) 異議なし。</p>	<p>はい。</p>